

令和4年度 後期高齢者支援金における 減算対象組合の区分が上がりました

後期高齢者支援金加算・減算制度は、各保険者の特定健康診査・特定保健指導の実施率を中心に、保健事業の実施状況により、短期経理の支援金が加算（ペナルティ）または減算（インセンティブ）されます。

当組合は、令和4年度実績の結果、減算対象組合の区分が第5区分から第3区分（119/200点）に上がりました。

今後も減算対象組合を維持するためにも、40歳から74歳の方は特定健康診査・特定保健指導の受診にご協力をお願いします。

減算率		公務員共済組合	全保険者
令和5年度 86/200点 約0.088%	→	令和6年度 119/200点 約0.151%	
		7 位 / 84組合	134 位 / 1,458組合